

●香川県告示第266号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年8月26日から同年9月16日まで一般の縦覧に供する。

平成28年8月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道(一般)
- 2 路線名 栗井観音寺線(240号)
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市観音寺町甲2595番3 地先から 観音寺市観音寺町甲2595番3 地先まで	10.0~27.2	23	平成26年香川県告示第293号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成28年8月26日